

最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、最低制限価格を設定する一般競争入札に関し、法令等別に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(最低制限価格の設定)

第2条 最低制限価格の設定は、予定価格（予定価格書開封前又は予定価格書を省略する場合は設計金額とする。以下同じ。）が、次に掲げる金額の範囲内の競争入札に設定する。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円超3,500万円未満
- (2) 測量・コンサルタント業務委託 50万円超2,000万円未満
- (3) 次に掲げる業務委託のうち、年間を通じて人員を日常的に配置し履行するもの（以下「特定業務委託」という。） 50万円超
 - ア 建物清掃業務委託
 - イ 警備・受付業務委託（機械警備を除く。）
 - ウ 公園緑地等管理業務委託（年間を通して行う公園、緑地、街路樹管理）
 - エ 施設の設備等保守管理業務委託（受注者が常駐するもの。）
 - オ 学校用務員業務委託
 - カ 学校給食業務委託
 - キ その他市長が必要と認める業務委託

(最低制限価格)

第3条 工事又は製造の請負に係る最低制限価格は、別表1に掲げる予定価格を算出する基礎となったアからエの合計額から千円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、アからエの合計額が次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める額から千円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。なお、最低制限価格の算出にあたっては別表2に留意するものとする。

- (1) 入札書比較価格（予定価格に100分の100を乗じて得た額をいう。以下同じ。）に100分の90を乗じて得た額を超える場合 入札書比較価格に100分の90を乗じた額
 - (2) 入札書比較価格に100分の70を乗じて得た額に満たない場合 入札書比較価格に100分の70を乗じた額
- 2 測量・コンサルタント業務委託に係る最低制限価格は、別表1に掲げる予定価格を算出する基礎となったアからエの合計額から千円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、アからエの合計額が次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める額から千円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。
- (1) 建設工事に準じた積算をした測量・コンサルタント業務委託で、入札書比較価格に100分の90を乗じて得た額を超える場合 入札書比較価格に100分の90を乗じた額
 - (2) 建設工事に準じた積算をした測量・コンサルタント業務委託で、入札書比較価格に100分の70を乗じて得た額に満たない場合 入札書比較価格に100分の70を乗じた額

- (3) 前2号の場合を除く地質調査業務委託以外の測量・コンサルタント業務委託で、入札書比較価格に100分の80を乗じて得た額を超える場合 入札書比較価格に100分の80を乗じた額
 - (4) 第1号及び第2号の場合を除く地質調査業務委託以外の測量・コンサルタント業務委託で、入札書比較価格に100分の60を乗じて得た額に満たない場合 入札書比較価格に100分の60を乗じた額
 - (5) 第1号及び第2号の場合を除く地質調査業務委託で、入札書比較価格に100分の85を乗じて得た額を超える場合 入札書比較価格に100分の85を乗じた額
 - (6) 第1号及び第2号の場合を除く地質調査業務委託で、入札書比較価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合 入札書比較価格に3分の2を乗じた額
- 3 前項の場合において、一の事業で別表1に掲げる複数の業種区分により積算されているものは、それぞれの業種区分について前項の計算を行い、その合計額を最低制限価格とする。この場合において、「入札書比較価格」は、「当該業種区分に係る積算額の合計額」と読み替えるものとする。
- 4 特定業務委託に係る最低制限価格は、予定価格を算出する基礎となった次の各号の額（1円未満の額は切捨てとする。）の合計から千円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。

- (1) 業務原価の額に100分の75を乗じた額
- (2) 一般管理費等の額に100分の30を乗じた額

5 契約の性質上、前各項の規定により最低制限価格を算出し難い事業においては、前各項にかかわらず、入札書比較価格から千円未満の端数を切り捨てた額に100分の70を乗じた額に100分の110を乗じて得た額を最低制限価格とする。

（最低制限価格の決定等）

第4条 佐倉市財務規則（平成元年規則第6号）第129条第2項の場合において、最低制限価格は、契約担当課の職員が計算し、契約担当課長が決定する。

2 前項の場合において、予定価格書には、最低制限価格の記載に代え、最低制限価格をこの要領に基づき定める旨の記載をするものとする。

（入札者への周知）

第5条 最低制限価格を設定した事業においては、入札に係る公告及び開札執行の際に次に掲げる事項を説明しなければならない。

- (1) 最低制限価格が設定されていること。
- (2) 最低制限価格を下回る価格をもって入札した者のした入札は、無効とすること。

（落札者の決定）

第6条 最低制限価格を設定した事業においては、予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 最低制限価格を下回る価格をもって入札した者のした入札は、無効とする。

（補則）

第7条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度関係部局と協議し、定めるものとする。

附 則

この要領は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日以前に公告をしたほ装工事に係る最低制限価格は、なお従前の例による。

3 令和元年10月1日以前の契約の執行において、設計金額における消費税額及び地方消費税額の税率を100分の8として算出したものについては、第3条及び第4条中「110分の100」を「108分の100」に、第3条及び第3条の2中「100分の110」を「100分の108」にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則 (令和2年9月24日決裁 佐契第637号)

(施行期日)

1 この要領は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、令和2年10月1日以降に公告する入札から適用し、同日前に公告する入札については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月30日決裁 佐契第1201号)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

業種区分	ア	イ	ウ	エ
建設工事 (建設工事に準じる積算を含む。)	直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額	共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額	現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額	一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

すべて円未満切捨てとする。

別表 2

項目名	左に含む費目
直接工事費の額	直接工事費、直接製作費、機器単体費、処分費、等
共通仮設費の額	共通仮設費、間接労務費、等
現場管理費の額	現場管理費、工場管理費、据付間接費、設計技術費、機器間接費、等
一般管理費等の額	一般管理費、等